　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　被害者学　資料　１

被害者学（victimology）

１　被害性からのアプローチ

　従来の犯罪学は犯罪を専ら犯罪加害者の側から、その個人的・社会的原因の究明に努

力が払われたが、被害者の側に犯罪を誘起する原因があることも経験的に知られている。

　この点に着目して、被害を受けやすい特性すなわち被害者性（Ｖictimity）を、心理学

社会学、精神医学、生物学などの隣接科学の方法を取り入れて、多角的視点から研究する

新しい分野を被害者学という。研究の目的、対象、方法において、いまだ確定していない

のが現状である。

被害者性には、年齢、性、職業、社会的地位などの一般的被害者性と、盲信性、軽信性

強欲性、落胆などの特殊的被害者性があり、これらが相互に関係し合うと犯罪の被害を受

け易い状態が生じるといわれている。

２　被害者の側からのアプローチ

　実証的犯罪学の一つ。被害者の特性、被害者・加害者関係の分析、被害調査、被害届け出行動の研究などを行う。最近では、刑事司法過程における被害者に対する人権侵害、マス・メディアによるプライバシーの侵害、その結果としての社会的不適応や自己破壊など、

重畳的な被害者化ということが被害者学上の重要な問題となっており、刑事司法上の被害者の人権への配慮や被害者救済活動などの重要性が指摘される。

　特に、司法過程で第二次被害者化の危険の大きい性犯罪被害者の救済のために、女性警察官を性犯罪捜査員に指定するなどの試みが各都道府県の警察でなどで行われるようになっている。犯罪被害者等給付金支給法、犯罪被害者救援基金、犯罪被害者保護法などの被害者救済制度は、被害者学の成果といえる。　（マイぺディア）

３　行政学・行政法における領域化

　犯罪被害者救済・支援にかかる行政行為としての実体的な措置、対応の現状、展開についての指標となる機能性を有する犯罪被害者学という捉え方もできる。

　刑事司法過程における犯罪被害者の法律的地位、福祉的経済的受益・被支援、被害者保護などの諸々の対応、措置が、行政機能・行政行為として実体化、展開される点においては、被害者学には福祉学、行政学の領域及びアプローチが重要構成要素をなすものとて位置づけられる。

４　犯罪被害・被害者学構築への歴史的態様へのアプローチ